第３章

基本方針に基づくアクションプラン

第3章　基本方針に基づくアクションプラン

1 アクションプランの体系

第２章に示す本計画の「基本方針」に基づくアクションプランとして、景観とみどりのまちづくりの施策と具体的な取組を推進します。

施策は、行為の方向性として「まもる」「たかめる」「つくる」「そだてる」の大きく４つに分類し、基本方針の実現に向けて、より多くの関係者が連携・協働して基本方針を実現していくことを目指します。また、施策に基づいて、具体的な取組を定めています。

	【行為】	【概要】
	まもる	みどり豊かな生活環境や地域固有の自然環境、白井らしさを形成する歴史・文化・農の風景等、地域資源である景観とみどりを“まもり”ます。
	たかめる	今ある景観とみどりの資源をつなぎ広げていくとともに、その価値や機能を活かしながらよりよくすることで、景観とみどりを“たかめ”ます。
	つくる	施設の増改築や開発にあたっては、周辺の景観やみどりに配慮したうえで、魅力ある新たな景観資源及び防災や生態系の面で新たな機能を持つみどりを“つくり”ます。
	そだてる	多様な関係者と連携・協働してイベントの開催・参加、情報発信、維持管理等を行いながら、景観とみどりを“そだて”ます。

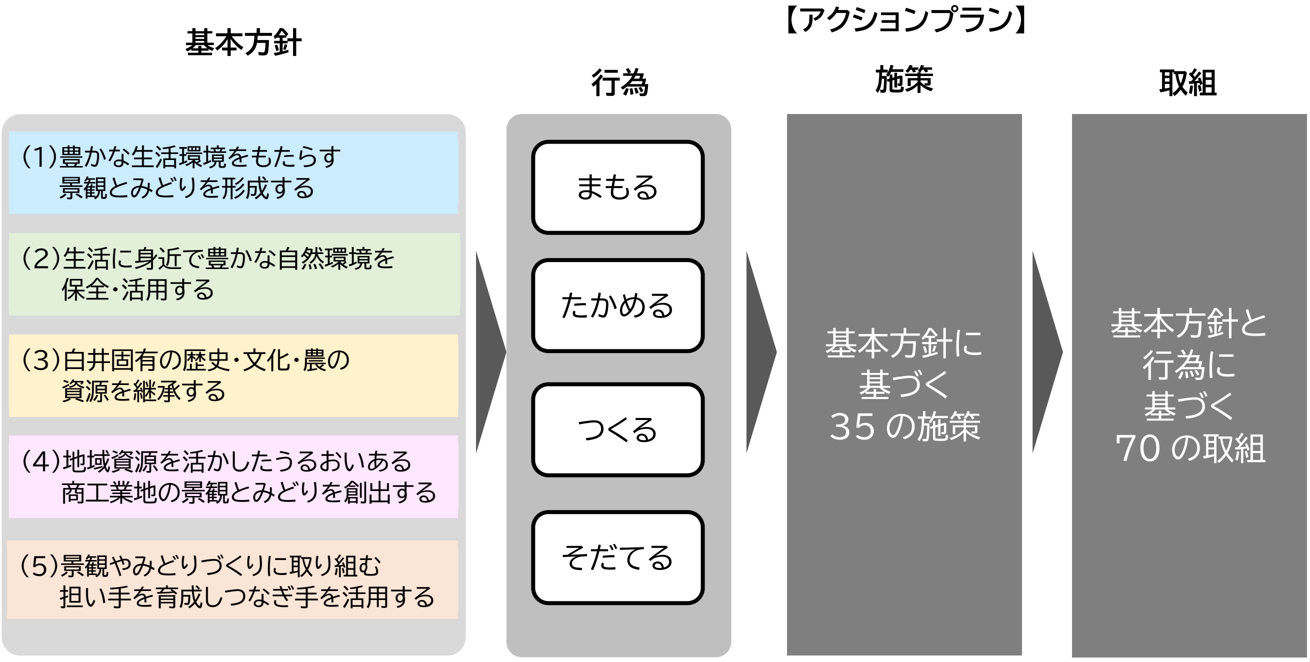

図　取組の体系の考え方

表　アクションプランの体系

基本方針	施策No.（行為） まもる	 たかめる	 つくる	 そだてる	施　策	取　組
豊かな生活環境をもたらす景観とみどりを形成する	1				落ち着きのある住宅地の保全	① 住宅地の景観の保全
						② 住宅地のみどりの保全
						③ 空き家・空き地の適正管理と利活用
	2				安全で快適な道路や緑道の維持管理	① 快適な歩行のための道路や緑道の維持管理体制の充実
	3				安全で安心な公園の維持管理	① 安全で安心な公園施設の維持管理
	4				視点場からの良好な眺望の保全	① 視点場の周知・活用
		15			住宅地の豊かなみどりの形成	① 住宅環境に合わせた花とみどりの創出
						② 住宅地におけるみどりの機能の向上
		16			地域の良好で魅力的な景観とみどりづくりの先導となる公共建築物の形成	① 地域の特性を活かした公共建築物の整備・更新
						② 公共建築物の緑化推進
						③ 公共建築物を中心としたまちづくり
		17			道路や緑道によるみどりのネットワークの形成	① 沿道の緑化推進
		18			安全・安心で各地域のみどりの拠点となる公園の形成	① 公園の快適性の向上
						② コミュニティの拠点となる公園の創出
						③ 公園の防災機能の充実
						④ 親しみやすい市民の森の形成
		19			安全で快適な道路の形成	① 連続性のある道路空間や沿道空間の形成
						② 無電柱化の推進
				28	みどりの拠点となる公園の活用	① 公園を拠点とした市民参画促進
						② 公園を拠点とした賑わいづくり
生活に身近で豊かな自然環境を保全・活用する	5				生物多様性上重要な樹林地・草地、谷津の保全	① 保全に向けた制度の活用の検討
	6				みどりが持つ機能の保全	① 多様な主体が連携した適切な維持管理
						② 河川・水路の水質改善・健全な水循環の保全
		20			みどりが持つ機能の向上	① グリーンインフラの視点による維持管理
		21			ネイチャーポジティブの実現	① 生きものの移動経路の確保
						② 「自然共生サイト」への登録
						③ 生物多様性に関する情報発信
		22			親しみのある水辺環境の形成	① 自然環境や周辺と調和した河川空間の実現
						② 親しみやすい水辺のみどりの形成
						③ 河川・水路沿いにおける親水性の高い空間の創出
				29	自然環境を活用した交流の場の形成	① レクリエーションや環境学習の場の創出
						② 自然に親しむ機会の創出
白井固有の歴史・文化・農の資源を継承する	7				良好な農地の保全	① 農用地区域の保全
						② 耕作放棄地の解消・活用
						③ 市街地の貴重な緑地としての生産緑地の保全
	8				環境的・文化的な価値を有する社寺林等の保全	① 地域のみどりや社寺林等の保全に向けた方策の検討
	9				地域のランドマークやシンボルとなる樹木等の保全	① 景観上重要な樹木等の保全に向けた方策の検討
	10				景観上の特徴を有している建造物や街区の保全	① 景観上の特徴を有する建造物や街区の保全に向けた検討
	11				歴史・文化・農の資源の価値を高める周辺環境の形成	① 開発等における歴史・文化・農の資源や周辺環境との調和
	12				地域の伝統文化の伝承	① 人々の記憶に残る心象景観の継承
	13				歴史・文化・農の資源に対する理解促進	① 地域資源の周知や保全活動等の普及啓発
		23			谷津田が有する機能の維持・向上	① 谷津田が有する機能の維持・向上に向けた検討
				30	農地や農作物の活用	① 農地を活かした市民参画やツーリズムの促進
						② 地産地消の推進
地域資源を活かしたうるおいある商工業地の景観とみどりを創出する	14				開発地域における従前の緑地が持つ機能の確保	① 従前の緑地が持つ機能への影響の低減・代償
						② 従前の緑地が持つ機能確保に向けた仕組みづくり
		24			市の顔となる魅力的な駅周辺エリアの形成	① 市民が心地よく過ごせる駅前広場やその周辺エリアの形成
						② 駅前広場と隣接する施設の一体的な景観形成
		25			うるおいと落ち着きのある工業地の形成	① 周辺環境と調和した景観形成
						② 立地環境を活用した機能の高い緑地の確保
		26			賑わいと秩序のある商業地の形成	① 賑わいをもたらす商業景観の形成
						② 交流や賑わいをもたらす敷地の公共的利用の促進
						③ 周辺の公共空間と連続した空間形成
			27		開発による新たな地域資源の創出	① 新たな地域資源の形成
						② 周辺環境と調和した景観形成
						③ 周辺環境を踏まえたまとまりのある緑地空間の創出
				31	商業施設等を中心とした賑わいづくり	① オープンスペースの利活用
景観やみどりづくりに取り組む担い手を育成しつなぎ手を活用する				32	景観・みどりに対する意識の醸成	① 地域資源の発掘・周知
						② 景観やみどりへの理解を深める機会の創出
						③ 制度の活用
				33	景観・みどりの市民活動の活性化	① 多様な主体との連携
						② 担い手の確保
						③ 優良な活動の表彰・紹介
				34	多様な主体による景観とみどりづくりの仕組みの構築	① 景観とみどりのまちづくり団体の認定・支援
						② 中間支援組織の形成の推進
						③ 景観整備機構制度の活用
						④ クラウドファンディング等の活用
				35	庁内の取組体制の構築	① 庁内関係課での情報共有
						② （仮）景観とみどりのアドバイザー制度の活用
						③ 白井市都市計画審議会における景観とみどりに関する審議

2 施策と取組

４つの取組の行為の方向性（「まもる」「たかめる」「つくる」「そだてる」）ごとに、具体的な取組を以下より示します。

2.1 まもる

まもる

みどり豊かな生活環境や地域固有の自然環境、白井らしさを形成する歴史･文化･農の風景等、地域資源である景観とみどりを“まもり”ます。

【施策1】落ち着きのある住宅地の保全

住民が安心して暮らせる落ち着きのある住宅地の保全を目指します。また、緑地や樹木の保全にも配慮し、開発時には自然環境の維持に努めます。さらに、空き家等の住宅ストックの活用を進めます。

取組①　　住宅地の景観の保全

- 住宅や集合住宅の建設、増改築、建替にあたっては、周辺も含めてより住み心地の良い景観を形成する建築物等の色彩や形態を誘導します。
- 住宅地における工事の実施にあたっては、工事現場の仮囲い等も景観の一部を構成するものとして捉え、周辺の景観との調和を図るよう誘導します。
- 住宅地における良好な夜間景観の形成に向けて、夜間の安全性・防犯性の確保や住環境の向上に資する適切な照明や街路灯の設置に努めます。
- 適切に管理されず周辺の生活環境への深刻な影響を及ぼす空き家や空き地等に対しては、法令等に基づき必要な措置を講じることとします。

取組②　　住宅地のみどりの保全

- 住宅地における開発や再開発にあたっては、水源涵養等の機能を持つ既存の緑地や樹林・樹木の保全を促進します。

取組③　　空き家・空き地の適正管理と利活用

- 空き家・空き地の適切な管理は、所有者等の責務であることから、空き家等が周辺の生活環境に及ぼす影響について周知するなど、意識啓発を行うことにより所有者等による適切な管理を促します。
- 各種支援制度を活用した所有者等による住宅の性能維持・向上や移住定住の促進、不動産や法律の専門的な知識を有する団体との連携による所有者等への十分な情報提供により、空き家・空き地の流通・利活用を促進します。

【施策2】安全で快適な道路や緑道の維持管理

道路や緑道について、快適に歩行できるようにするために、維持管理体制の充実を図ります。

取組①　快適な歩行のための道路や緑道の維持管理体制の充実

- 道路や緑道の植栽については、管理者と市民、事業者、活動団体等が連携した整備や維持管理、清掃を促進します。
- 地域や市全体の「みどりのネットワークづくり」の推進に向けて、沿道で草花等を植栽し、育てる団体に対して活動の支援を行います。

【施策3】安全で安心な公園の維持管理

公園施設について計画的な維持管理を行います。

取組①　安全で安心な公園施設の維持管理

- 白井市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の長寿命化を目的とした計画的な改築・更新等、適正な維持管理を行います。
- 遊具やベンチ等の公園施設の点検・修繕を定期的に実施し利用者の安心・安全を確保するとともに、不具合や危険な箇所があった際には市民が速やかに市や管理者に連絡できる仕組みを検討します。
- 安全確保及び適正な維持管理を図るため、公園等の樹木について、植栽スペースに見合った樹種の選定や、巨木化・老木化し倒木の危険がある樹木の伐採・更新等を実施します。

【施策4】視点場からの良好な眺望の保全

市内各地域にある市民お気に入りの視点場の周知・活用を推進します。

取組①　視点場の周知・活用

- 市内各地域にある市民お気に入りの視点場からの眺望等を積極的にSNS等で発信します。
- 地域の景観資源・視点場を保全・活用するとともに、よりよい景観づくりに努めます。

【施策5】生物多様性上重要な樹林地・草地、谷津の保全

生物多様性上重要な樹林地・草地、谷津の保全に向けて、各種制度の活用を検討します。

取組①　保全に向けた制度の活用の検討

- 里地里山や樹林地、草地、農地など、良好な緑を保全するため、保全配慮地区を指定します。
- 本市独自の制度である特別保全緑地制度を活用し、良好な自然環境を有する緑地の保全、市民の快適な生活環境の確保に努めます。
- 良好な自然環境を対象に、無秩序に開発されてしまうことがないよう、また、緑地の機能を活かした開発に誘導できるよう、所有者の合意のもと、緑地保全地域（p.151 参照）等への指定を検討します。
- 良好な自然環境の中でも特に保全すべき緑地等を対象に、永続的に保全し、豊かなみどりを将来に継承していくため、所有者の合意のもと、特別緑地保全地区（p.151 参照）への指定を検討します。
- 特別緑地保全地区等の指定にあたって、所有者等から買入れの要請があった場合には、都市緑化支援機構制度（p.153 参照）等の活用を検討します。

【施策6】みどりが持つ機能の保全

緑地が持つ景観形成、環境改善、生物の生息・生育環境等の多様な機能を維持・向上するため、様々な主体と連携して維持管理に努めます。また、河川・水路の水質改善・健全な水循環を保全します。

取組①　多様な主体が連携した適切な維持管理

- 緑地が持つ景観形成、環境改善、生物の生息・生育環境等の多様な機能を維持・向上するため、多様な主体の参画により、適切な間伐・択伐や低木の剪定、下草刈り等の維持管理を行います。
- 樹林地や草地、谷津等については、所有者とボランティア等の合意形成を図り、市民、事業者、活動団体等と連携しながら、整備や維持管理を推進します。

取組②　河川・水路の水質改善・健全な水循環の保全

- 市内各地の湧水については、保全に努めるとともに、水循環や生態系について学習する場として周知を図ります。
- 合併処理浄化槽の普及促進に努めるなど、河川・水路の水質浄化に向けた取組を推進します。
- 雨水浸透施設・貯留施設の設置等、水循環の健全化に向けた取組を推進します。

【施策7】良好な農地の保全

農用地区域の保全を図るとともに、耕作放棄地の解消・活用を図ります。また、市街地における貴重な緑地である生産緑地の保全を図ります。

取組①　　農用地区域の保全

- 農用地区域内の農地について、農業振興地域整備計画（p.155 参照）との整合を図りながら、農業の持続的かつ健全な発展に向けた維持・保全に取り組みます。

取組②　　耕作放棄地の解消・活用

- 農用地の集積等による効率的利用を積極的に推進するとともに、農用地区域の指定を継続し、農業経営の安定化等、耕作意欲の向上を図ります。
- 農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化に向けて、貸借を行う農地バンク（p.156 参照）等の体制を検討します。
- 耕作を続けられず農地管理が難しい場合には、農地の貸し手と借り手をつなぐ農地中間管理者事業等による支援や、補助金を利用した耕作放棄地の再生事業の活用を促進します。
- 認定農業者（p.156 参照）をはじめ、新規就農者や法人等の意欲と能力のある農業経営体の育成・確保に努めます。
- 農業者が営農を維持するための支援として、新規就農者等への農地の斡旋や、農地の貸借支援、援農ボランティア等による担い手不足の補助等を実施します。
- 農地の維持や次世代への継承に向けて、市の支援策等の活用を図ります。
- 遊休農地は、耕作が再開できる状態の維持を原則としつつ、グリーンインフラとしての機能の向上・活用ができるよう多様な主体との連携などを通じて支援します。

取組③　　市街地の貴重な緑地としての生産緑地の保全

- 生産緑地法の規定に基づき、緑地機能を有し指定要件を満たす農地を生産緑地（p.156 参照）に指定します。また、生産緑地地区の指定の面積要件の緩和を検討します。
- 生産緑地地区に指定された農地について、都市農地の保全を図るため、特定生産緑地（p.156 参照）の指定に取り組みます。
- 市街地における農地の防災機能を強化するため、防災協力農地制度（p.157 参照）の導入について検討します。
- 農地の保全を促進するため、市民の農地での活動を支援する補助金・助成金の創設を検討します。

【施策8】環境的・文化的な価値を有する社寺林等の保全

地域の歴史と一体となったみどりや地域の景観を構成するみどりの保全を図ります。

取組①　地域のみどりや社寺林等の保全に向けた方策の検討

- 地域の魅力向上に向け、野馬土手等の地域の歴史と一体となったみどりや地域の景観を構成するみどりの保全を図ります。
- 本市における歴史的・文化的な景観のあり方について検討するとともに、地域の歴史を伝えている社寺林をはじめとする民有地のまとまりあるみどりを保全するため、地権者の意向にも配慮しながら、市民緑地（p.152 参照）、保存樹又は保存樹林（p.152 参照）等への指定を検討します。

【施策9】地域のランドマークやシンボルとなる樹木等の保全

地域のランドマークやシンボルとなる巨樹・巨木等の独立樹の保全・活用を促進します。

取組①　景観上重要な樹木等の保全に向けた方策の検討

- 地域のランドマークやシンボルとなる巨樹・巨木等の独立樹は、歴史的な背景も踏まえた自然景観の資源として保全・活用を促進します。
- 良好な風景の形成において特に重要な樹木について、景観重要樹木への指定を検討します。

【施策 10】景観上の特徴を有している建造物や街区の保全

景観上の特徴を有する建造物や街区の保全や活用を図ります。

取組①　景観上の特徴を有する建造物や街区の保全に向けた検討

- 建造物や街区と一体的に形成される良好なみどりの維持・保全や活用を図ります。
- 地域のシンボルとなっている建造物（建築物及び工作物）について、景観重要建造物としての指定を検討します。

【施策 11】歴史・文化・農の資源の価値を高める周辺環境の形成

歴史・文化・農の資源の価値を維持・向上するために、資源やその周辺環境との調和するとともに、それらの資源を活かしたまちづくりを推進します。

取組①　開発等における歴史・文化・農の資源や周辺環境との調和

- 歴史・文化・農の資源の周辺で行われる開発行為や建築行為にあたっては、その資源や周辺環境との調和を図ります。

【施策 12】地域の伝統文化の伝承

地域のアイデンティティを形成し、景観の質を高める資源である地域の伝統文化について、次世代への継承に取り組みます。

取組①　人々の記憶に残る心象景観の継承

- 神事・行事や無形文化、祭り等、人々の記憶に残る心象景観の継承に努めます。

【施策 13】歴史・文化・農の資源に対する理解促進

市民や事業者に地域資源のもつ価値について理解を促し、主体的に関わるきっかけを創出するために、資源の周知や保全活動等の普及啓発に取り組みます。

取組①　地域資源の周知や保全活動等の普及啓発

- 地区の歴史・文化・農の資源の周知や保全活動等の普及啓発に努めます。

【施策 14】開発地域における従前の緑地が持つ機能の確保

開発による生物多様性や生態系への影響を最小限に抑えるため、「回避→最小化→低減→代償（復元）」の順で優先的に対策を講じる原則に基づいた従前の緑地が持つ機能の確保に向けた仕組みづくりを検討します。

取組①　従前の緑地が持つ機能への影響の低減・代償

- 開発により緑地の機能に影響が生じることが想定される場合には、事業者と連携し、影響の低減や復元を図る方策を検討します。
- 開発による緑地の機能への影響を回避・低減・復元することが困難な場合には、適切な場所でその機能の代償を図る方策を検討します。

取組②　従前の緑地が持つ機能確保に向けた仕組みづくり

- 既存の緑地が果たしている機能を踏まえ、事業者が主体的に緑地を保全・創出できる仕組みづくりを検討します。
- 事業者等が創出する優良なみどりを評価・認定する制度の活用を検討します。

2.2　たかめる

たかめる

今ある景観とみどりの資源をつなぎ広げていくこと、その価値や機能を活かしながらよりよくすることで、景観とみどりを“たかめ”ます。

【施策 15】住宅地の豊かなみどりの形成

住宅地において、住宅環境に合わせた花とみどりを創出します。また、みどりが持つ機能の向上を図ります。

取組①　　住宅環境に合わせた花とみどりの創出

- それぞれの住宅地の環境に合わせて、みどり豊かで魅力的な住環境を形成するため、緑化重点地区を指定します。
- 住宅地の庭木や生垣等の適正な維持管理を促進するとともに、花壇、プランター、みどりのカーテン等それぞれの住宅環境に合わせた花とみどりの創出を促進します。

取組②　　住宅地におけるみどりの機能の向上

- 住宅地における開発や再開発にあたっては、接道部分を緑化し、雨水を貯留浸透しやすい仕組みにする等、地域のみどりの充実を図るとともに、グリーンインフラの観点によりみどりの機能を高める取組を促進します。

【施策 16】地域の良好で魅力的な景観とみどりづくりの先導となる公共建築物の形成

地域の良好で魅力的な景観とみどりづくりの先導となるよう、地域の特性を活かした公共建築物の整備・更新を行います。また、公共建築物の緑化を推進します。さらに、公共建築物のうち特に景観資源として重要な施設は、「景観重要公共施設」に準ずる公共施設（建築物）としての位置づけを検討するとともに、公共建築物を活かしたまちづくりを促進します。

取組①　　地域の特性を活かした公共建築物の整備・更新

- 公共建築物は、地域の自然、歴史、文化等の特性を活かし、地域の良好な景観づくりの先導となるべきモデルとして整備、更新、誘導に取り組みます。

取組②　　公共建築物の緑化推進

- 環境負荷の低減に向けて、公共建築物の敷地外周やオープンスペースへの緑化や緑陰の形成に努めます。
- 避難場所等に指定されている公共建築物においては、延焼の防止や雨水の貯留浸透等の防災機能に着目した緑化に努めます。
- 花壇・プランター・みどりのカーテン等の設置を推進するとともに、市民等との協働による維持管理を検討します。

取組③　公共建築物を中心としたまちづくり

- 地域の景観やみどりに関して、重要な役割を担っている公共建築物を活かしたまちづくりを促進します。
- 地域の良好な景観づくりを先導するため、公共建築物のうち特に景観資源として重要な施設は、関係機関との協議・同意のうえ、「景観重要公共施設」に準ずる公共施設（建築物）としての位置づけを検討します。

【施策 17】道路や緑道によるみどりのネットワークの形成

安全で快適な歩行空間を確保しながら市内の大規模な緑地や公園等との連続性を確保できるよう、みどりのネットワークや緑陰を形成します。

取組①　沿道の緑化推進

- 安全で快適な歩行空間を確保しながら市内の大規模な緑地や公園等との連続性を確保できるよう、みどりのネットワークや緑陰の形成に向けて、都市計画道路等の街路樹や沿道の植栽帯の緑化について検討します。

【施策 18】安全・安心で各地域のみどりの拠点となる公園の形成

安全・安心で、各地域のみどりの拠点となる公園の快適性を高めるとともに、コミュニティ拠点としての役割形成を進めます。さらに、公園の防災機能の充実にも取り組みます。

また、市民の森については、親しみやすさの向上を図ります。

取組①　公園の快適性の向上

- 快適に利用できる空間づくりに向けて、定期的な樹木の剪定や草刈り、害虫駆除等を行うとともに、樹木の植え替えにあたっては地域の特性や緑陰の形成等に配慮した樹種の選定に努めます。

取組②　コミュニティの拠点となる公園の創出

- 利用者のニーズに応えた魅力ある公園づくりや公園の運営水準の向上に努めます。
- 誰もが安全・快適に利用できる公園・緑地等の維持管理、運営に向けて、民間企業による収益施設の設置や民間資金の投入等、総合公園をはじめとした市内公園への民間活力の導入のために、Park-PFI（公募設置管理制度）（p.155 参照）を検討します。
- 公園や緑地の配置を踏まえ、近隣住民の意向や地区ごとの特性も踏まえながら、統廃合・機能再編等による公園活性化に向けた再整備等の方策を検討します。
- 街区公園等には、宿根草を中心とした地域住民がはぐくむ花壇（コミュニティガーデン、エディブルガーデン）等の設置を検討します。

取組③　　公園の防災機能の充実

- １人当たりの公園敷地面積が不足している既存市街化区域（冨士地区・白井地区）において地域の避難場所となる防災機能を備えた公園整備を検討します。
- 公園におけるかまどベンチ、マンホールトイレ、耐震性貯水槽、ソーラー照明等、多様な防災設備の導入を検討し、地域の実情に応じた配置計画を検討します。
- 市民が日常から身近な災害時の緊急避難場所、避難路、避難所を確認し、災害時の備えを意識し、公園を活用した防災活動への理解を深められるよう、周知・啓発に努めます。

取組④　　親しみやすい市民の森の形成

- 市民の森の魅力やイベント情報を SNS 等で発信します。
- 市民が安全・安心に利用できるよう、遊歩道等の環境整備を推進します。
- 市民、事業者、活動団体等と連携しながら維持管理、清掃に取り組みます。

【施策 19】安全で快適な道路の形成

道路附属物や沿道建築物の形態・意匠との連続性や色彩の統一性に配慮し、まち並みの連続性や統一性に配慮した景観の形成に努めます。

取組①　　連続性のある道路空間や沿道空間の形成

- 道路が周辺のまち並みと調和するよう、歩道や沿道の植栽、街路樹の連続性に配慮します。
- 道路附属物・占用物等の選定にあたっては、近接する道路附属物・占用物等の形態・意匠との連続性や色彩の統一性に配慮するよう調整します。
- 地域の良好な景観づくりを先導するため、道路のうち特に景観資源として重要な施設は、関係機関との協議・同意のうえ、「景観重要公共施設」としての位置づけを検討します。
- 都市計画道路等の整備にあたっては、沿道建築物等の高さ・色彩・形態、屋外広告物等の誘導等により、まち並みの連続性や統一性に配慮した景観の形成に努めます。

取組②　　無電柱化の推進

- 道路整備や道路整備を伴う開発行為にあたっては、無電柱化に向け、地上機器の設置箇所、電柱抑制のための占用制度の的確な運用等、市、開発事業者、電線管理者、関係機関等との協議・連携を図ります。

【施策 20】みどりが持つ機能の向上

みどりが持つ機能の向上を目指し、グリーンインフラの視点を用いた維持管理を行います。

取組①　グリーンインフラの視点による維持管理

- 緑地が持つ景観形成、環境改善、生物の生息・生育環境、水源環境、雨水貯留浸透等の多様な機能の維持･向上を目指し、グリーンインフラの観点で効果的な維持管理を行います。

【施策 21】ネイチャーポジティブの実現

生物多様性の実現に向けて、ネイチャーポジティブの実現を図ります。生きものの移動経路の確保に努めるとともに、「自然共生サイト」（p.153 参照）への登録を推進します。

併せて、生物多様性に関する情報発信を行います。

取組①　生きものの移動経路の確保

- 生きものの移動経路を作り豊かな自然環境を形成するため、みどりの連続性に配慮した公園や緑地、河川、街路樹、農地や住宅地等の整備を推進、促進します。
- 緑地や水辺の整備にあたっては、生物の生育・生息の場の確保、良好な景観の形成等のグリーンインフラの観点による取組を検討します。

取組②　「自然共生サイト」への登録

- 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域について、「自然共生サイト」への登録を推進します。

取組③　生物多様性に関する情報発信

- 地域資源である生物多様性の高いエリアやその重要性について、市民、事業者、活動団体等の理解促進に向けて、情報発信を行います。

【施策 22】親しみのある水辺環境の形成

河川・水路沿いが市民の身近なレクリエーションの場として活用されるよう、市民、事業者、活動団体等とともに、水辺に触れる機会の創出を図ります。

取組①　　自然環境や周辺と調和した河川空間の実現

- 河川については、生物多様性への配慮をしつつ、沿道から河川の水面が見えるような空間の実現に向けて、市民、事業者、活動団体等と連携を図ります。

取組②　　親しみやすい水辺のみどりの形成

- 良好な自然環境を有する河川区域について、みどりのネットワークの機能を維持・向上するため、必要に応じて県や隣接自治体等の関係機関とも協議のうえで、沿川の緑化や保全配慮地区の指定を検討します。

取組③　　河川・水路沿いにおける親水性の高い空間の創出

- 河川・水路沿いが市民の身近なレクリエーションの場として活用されるよう、快適な歩行空間の形成を図るとともに、市民、事業者、活動団体等と連携し、水辺に触れる機会の創出を図ります。

【施策 23】谷津田が有する機能の維持・向上

谷津田が持つ水循環や生物多様性、景観形成等、多面的な機能の維持・向上に取り組みます。

取組①　　谷津田が有する機能の維持・向上に向けた検討

- 谷津田が持つ水循環や生物多様性、景観形成等、多面的な機能の維持・向上に向けて、所有者の意向を踏まえながら、取組を検討します。

【施策 24】市の顔となる魅力的な駅周辺エリアの形成

駅前広場の再整備にあたり、イベント等で活用できるオープンスペースの創出や暑熱を緩和し市民が憩い木漏れ日を感じられる緑陰の形成に努めます。

また、エリアマネジメント等、多様な主体との協働による管理・運営方法についても検討します。

取組①　市民が心地よく過ごせる駅前広場やその周辺エリアの形成

- 駅前広場の再整備にあたっては、民間事業者による投資を前提に、グリーンインフラがもつ多様な機能を活用して、イベント等で活用できるオープンスペースの創出や暑熱を緩和し市民が憩い木漏れ日を感じられる緑陰の形成に努めます。
- シンボルツリーや花木類、草花等を歩行者の目線に配置して効果的に配置し、おもてなしや愛着が感じられる駅前広場の形成に努めます。
- 駅周辺エリアでは、暑熱の緩和等の気候変動への対応や良好な景観の形成に向け、地上での緑地の確保に加え、屋上緑化・壁面緑化を促進します。また、宿根草を中心とした地域住民がはぐくむ花壇（コミュニティガーデン）等の設置を検討します。さらに、緑化やオープンスペースの維持管理、清掃等について、エリアマネジメントの考え方を導入した仕組みや活動のあり方を検討します。

取組②　駅前広場と隣接する施設の一体的な景観形成

- 白井駅・西白井駅の駅前広場や駅周辺エリアは、利用者が心地よく過ごせる場とするとともに、市の「中心都市拠点」及び「生活拠点」として賑わいと活気をもたらす空間を形成するために、みどり豊かで周辺のまち並みに調和した色彩やデザインを誘導します。また、うるおいのある空間の整備を推進していくために、緑化重点地区に指定します。
- 白井駅・西白井駅の駅前広場やロータリーに面する店舗に対しては、市民が楽しく買い物できる賑わいのある空間の創出に向けて、店舗前の空間と店舗内との連続性や視認性を高めるデザインを誘導します。
- 駅前広場等においては、良好な夜間景観の形成に向けて、自然に人が集まり新たな交流と出会いの場となるような照明を誘導します。また、デジタルサイネージやプロジェクションマッピング等による広告や照明は、周辺と調和した設置を誘導します。
- 景観に配慮した駅前広場の整備を実現し、地域の景観づくりを先導するため、駅前広場を「景観重要公共施設」に位置づけることを検討します。

【施策 25】うるおいと落ち着きのある工業地の形成

工業団地については、立地環境を活かし、周辺の緑地との連続性に配慮した、良好な景観の創出を促します。

また、工場・事業場の緑化やグリーンインフラの導入を促します。

取組①　周辺環境と調和した景観形成

- 周辺環境との調和や車道や歩道からの眺めに配慮し、圧迫感や無機質な印象を与えない建築物や工作物の配置、規模、デザインを誘導します。
- 良好な景観創出のため、道路に面した位置にみどりとゆとりの空間の確保を促すとともに、計画的な維持管理を促進します。

取組②　立地環境を活用した機能の高い緑地の確保

- 白井工業団地のエリアは、周辺の豊かな自然環境を繋ぐとともに、親しみのあるみどり豊かな工業団地を形成するため、緑化重点地区に指定します。
- 緑化協定（p.154 参照）に基づき、工場・事業場の緑化を促進します。緑化にあたっては、立地環境を活かし、周辺の緑地との連続性に配慮した整備を促進します。
- 工場等の新設や再整備にあたっては、防災・減災、地域振興、環境改善、生物の生育・生息の場の確保等のグリーンインフラの観点による緑地の創出を促進します。
- 騒音、振動等による生活環境の悪化を防止し、良好な景観形成に配慮するため、周辺地域の間に緩衝緑地帯の配置を促進します。

【施策 26】賑わいと秩序のある商業地の形成

商業施設の整備・更新にあたっては、一定の統一感の下でまちの賑わいが感じられる形態・意匠といった工夫や、オープンカフェ等、まちに賑わいがにじみ出るような敷地利用を創出します。

また、周辺の公共空間と連続した空間形成を促します。

取組①　賑わいをもたらす商業景観の形成

- 商業施設の整備・更新にあたっては、一定の統一感の下でまちの賑わいが感じられる形態・意匠を誘導します。
- 商業施設に付帯する照明や屋外広告物については、過度に明るく照らすものや目立つものを避け、周辺の適度な賑わいと空間演出に貢献するよう誘導します。

取組②　交流や賑わいをもたらす敷地の公共的利用の促進

- オープンカフェ等、まちに賑わいがにじみ出るような施設の創出を促進します。

取組③　　周辺の公共空間と連続した空間形成

- 商業施設のエントランス周囲や接道部等、多くの人の目に触れ、周辺の公共空間と連続した場所の緑化を促進します。
- 地区のシンボルや地区住民の憩いの場として、道路沿いに緑陰やポケットパークの整備に取り組みます。
- まとまった緑化スペースが確保できない中心市街地では、歩いて楽しめるまち並みの形成に向けて、店舗軒先や道路際を活用したプランターや壁面緑化等、僅かなスペースを活用した緑化を促進します。
- 周辺の公共施設と連続して整備された緑地については、管理者と市民、事業者、活動団体等が連携しながら維持管理、清掃に取り組みます。

2.3　つくる

つくる

施設の増改築や開発にあたっては、周辺の景観やみどりに配慮したうえで、魅力ある新たな景観資源及び防災や生態系の面で新たな機能を持つみどりを“つくり”ます。

【施策 27】開発による新たな地域資源の創出

開発にあたっては、周辺環境との調和を図るとともに、新たな地域資源の創出を目指します。また、周辺の自然環境や農地との連続性や地域の特性に配慮した緑地の創出を促します。

取組①　　新たな地域資源の形成

- 開発にあたっては、周辺環境と調和し、地域に開かれた緑地やオープンスペースを確保して、新たな地域資源になりうる空間の整備を促進します。

取組②　　周辺環境と調和した景観形成

- 新たな施設の整備にあたっては、建築物、工作物、屋外広告物等、全ての付帯する施設の色彩やデザイン等について、周辺環境との調和に配慮するよう誘導します。
- 周辺の地域特性に配慮し、新たな地域資源としてふさわしい照明を設置することで、良好な夜間景観の形成を誘導します。

取組③　　周辺環境を踏まえたまとまりのある緑地空間の創出

- 開発にあたっては、周辺の自然環境や農地との連続性に配慮するとともに、地域の特性に配慮した緑地を創出し、地域へ公開することを促進します。
- 開発にあたっては、地域住民へ適切に情報を公開し、円滑な合意形成を図ります。
- 環境配慮基準や緑化指導に関する規定等に基づき、敷地の一部の緑化を促進します。

2.4　そだてる

そだてる

多様な関係者と連携･協働してイベントの開催･参加、情報発信、維持管理等を行いながら、景観とみどりを“そだて”ます。

【施策 28】みどりの拠点となる公園の活用

公園を拠点とした市民参画を促進します。また、公園を拠点とした賑わいづくりについて検討します。

取組①　　公園を拠点とした市民参画促進

- 住民参加による公園等の管理作業の取組等を活用し、適切な維持管理を促進するとともに、管理作業を通じた地域コミュニティの形成を図ります。

取組②　　公園を拠点とした賑わいづくり

- 市民が日常の生活の中で地域の人々との交流を深められるよう、公園等を活用した市民イベント等の開催を検討します。
- 市民が市民の森を日常的に利用し自然との触れ合いを深められるよう、市民の森を活用した市民イベント等の開催を検討します。

【施策 29】自然環境を活用した交流の場の形成

谷津等の里地里山も含めた緑地について、市民の身近なレクリエーションの場や環境学習の場として多くの人が自然を体感できるような場の形成を図ります。また、体験学習等、各種イベントによって、自然に親しむ機会の創出を図ります。

取組①　　レクリエーションや環境学習の場の創出

- 谷津等の里地里山も含めた緑地の整備にあたっては、市民の身近なレクリエーションの場や環境学習の場として多くの人が自然を体感できるよう、市民や事業者の連携を図ります。

取組②　　自然に親しむ機会の創出

- 里山学校、谷津等を活用した市民イベントや多様な主体による観察会、体験学習等、緑地の保全・緑化推進のための普及啓発・環境教育に関する活動を支援します。
- 川の学校、河川等を活用した市民イベントや多様な主体による観察会や体験学習等、水辺の保全のための普及啓発・環境教育に関する活動を支援します。

【施策 30】農地や農作物の活用

農地を活用した、市民参画やツーリズムを推進します。また、みどりの保全に係る意識醸成に向けて、地産地消を推進します。

取組①　　農地を活かした市民参画やツーリズムの促進

- 農地の利活用に向けて、農業体験や自然、文化、食等を楽しむ観光形態であるアグリツーリズムの実施及び援農ボランティア等の取組を検討します。

取組②　　地産地消の推進

- 学校給食において地域の食材の利用を促進するとともに、保護者や生徒・児童にもわかりやすく説明することで、地域の農産品の普及に努めます。
- 白井市の特産品である梨のブランディングに寄与するよう、梨について PR するとともに、梨園や直売所が立ち並ぶ沿道の統一した景観形成を図ります。
- 市民一人ひとりが農の景観とみどりを守る意識を持てるよう、白井産の米や野菜等の地元食材 PR や情報発信を行うとともに、白井産農産物の購買・消費を促進します。

【施策 31】商業施設等を中心とした賑わいづくり

商業施設を含めたオープンスペースを活用した、賑わいのある景観づくりを推進します。

取組①　　オープンスペースの利活用

- 商業施設整備等にあわせた多様な利用が可能でみどりを取り入れたオープンスペースの確保を推進するとともに、その場を活用した市民イベント等の開催を通じた賑わいのある景観づくりを検討します。

【施策 32】景観・みどりに対する意識の醸成

情報発信や学習の機会の創出等、景観やみどりに対する意識の醸成を図ります。

取組①　　地域資源の発掘・周知

- 本市の景観やみどりの魅力を内外に周知するため、広報紙やホームページ、SNS 等、多様な媒体の活用に取り組みます。
- 市民の主体的な地域資源の発掘と周知を促すため、誰でも気軽に取り組める写真をツールとした新たな魅力を発見するための取組を推進します。

取組②　景観やみどりへの理解を深める機会の創出

- 学校教育や生涯学習等において景観やみどりについて学び知識を高める場となるよう、景観とみどりのまちづくりの担い手を育てる市民イベント等の開催を検討します。
- 身近なところから景観とみどりづくりに取り組めるよう、草花の育て方や活用方法の講習会、草木や花に関する相談会等の開催を検討します。
- 市民や事業者の協働による景観とみどりづくりへの参画を促進するため、本市の景観やみどりづくりの方向性や制度の仕組み等について市民への周知を行います。

取組③　制度の活用

- 地区計画制度、白井市まちづくり条例及び（仮）白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例の仕組みを活用し、それぞれの地区に応じた良好な景観とみどりの形成のルールづくりに努めます。

【施策 33】景観・みどりの市民活動の活性化

多様な主体と連携するとともに、景観やみどりの担い手の育成を推進します。また、優良な活動の表彰や紹介を行い、市民活動の活性化を推進します。

取組①　多様な主体との連携

- しろい市民まちづくりサポートセンターを活用し、景観やみどりに関する市民や地域団体の活動実態や課題を把握するとともに、誰でもいつでも様々な市民活動等の情報が把握できるよう、情報の集約と積極的な発信に努めます。

取組②　担い手の確保

- 市民や事業者等が市民活動に参加しやすい環境を形成するとともに、継続的な活動となるよう、活動に関わる個人・団体の育成や世代交代を支援します。
- 樹林地や草地、谷津等の自然環境、地域の公園、道路の街路樹、花壇等の身近なみどり、また、地域の歴史や文化を象徴する文化財等について、維持管理を担う人材を育成するため、ボランティア養成講座の開催等を支援します。
- 市民や市民団体による自発的な緑地の保全や緑化を促すため、みどり法人の指定制度（p.154 参照）を活用することを検討します。

取組③　優良な活動の表彰・紹介

- 良好な景観やみどりの形成に貢献する活動のうち、特に模範となる活動を行っている個人や団体に対する表彰や優良事例のホームページ等での紹介といった方策を検討します。

【施策 34】多様な主体による景観とみどりづくりの仕組みの構築

各種制度の活用や団体の支援、中間支援組織の形成等、多様な主体による景観とみどりの仕組みを構築します。

取組①　景観とみどりのまちづくり団体の認定・支援

- 良好な景観やみどりの形成に向けた活動に積極的に取り組んでいる団体を「景観とみどりのまちづくり団体」として認定し、（仮）景観とみどりのアドバイザーの派遣を行う等、活動を支援することを検討します。
- 本計画や各種取組の改善のため、「景観とみどりのまちづくり団体」からの提案を受け付け、意見交換を行う仕組みについて検討します。

取組②　中間支援組織の形成の推進

- 多様な主体に対し、活動に対する助言や支援等を行う第三者機関として、専門性を有する中間支援組織の形成を推進します。
- 景観やみどりに関する活動や開発行為を行う際には、必要に応じて中間支援組織から助言・指導を受け、良好な景観やみどりの形成に向け取り組みます。

取組③　景観整備機構制度の活用

- 民間団体や市民による景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、景観の保全・整備支援に関して一定の業務を適正かつ確実に行うことのできる一般社団法人・一般財団法人・ＮＰＯ法人等を景観整備機構（p.157 参照）として指定することを検討します。

取組④　クラウドファンディング等の活用

- まちづくり寄付制度やクラウドファンディング制度等を活用した、景観とみどりの資金調達方法を検討します。
- 基金を活用した良好な景観やみどりの適切な保全・管理を検討します。

【施策 35】庁内の取組体制の構築

関係課での情報共有やアドバイザー制度の活用等、庁内の取組体制を構築します。

取組①　　庁内関係課での情報共有

- 景観とみどりの基本計画の進捗状況や今後の取組等の情報を共有し連携を深めるため、庁内関係課で連絡・調整する場を設けます。

取組②　　（仮）景観とみどりのアドバイザー制度の活用

- 建築物の建築、工作物の建設及び屋外広告物の表示等について、(仮)景観とみどりのアドバイザーから技術的･専門的な助言･指導を受けながら良好なデザインの誘導を行います。
- 良好な景観とみどりづくりを推進するため、市民・事業者・活動団体など多様な主体が取り組む活動について、（仮）景観とみどりのアドバイザーの助言を受けながら、その活性化を図ります。

取組③　　白井市都市計画審議会における景観とみどりに関する審議

- 景観とみどりの基本計画の変更、景観やみどりに関する条例の制定・改定等、景観とみどりの形成に関して、白井市都市計画審議会において調査・審議を行います。